

亀山市告示第101号

亀山市市民総合災害補償要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市民総合災害補償要綱の一部を改正する告示

亀山市市民総合災害補償要綱（平成23年亀山市告示第192号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「傷害」に改める。

第4条第1項中「障害」を「傷害」に改め、同項第9号中「核燃料」を「核燃料物質」に改める。

第7条中「スポーツ災害補償特約条項及び入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約条項」を「スポーツ災害補償特約、施設災害補償特約及び入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」に改める。

別表後遺障害給付金の項中「150,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。